

令和5年度 予算編成方針

(抜粋版)

西 予 市

令和4年11月

－ 目 次 －

I	総論	1
1	当市を取り巻く現状	1
	(1) 国の経済情勢及び政策動向	1
	(2) 市財政の現状と今後の見通し	1
	(3) 第2次西予市総合計画に基づく事業推進及び地方創生と行政改革の実行	2
2	予算要求スケジュール	2
II	基本方針	3
1	当初予算	3
	(1) 歳入	3
	ア 市税	4
	イ 地方交付税、交付金等	4
	ウ 国庫等支出金	4
	エ 市債	4
	オ 使用料・手数料及び分担金等	4
	カ 基金の取り崩し	5
	キ 財産収入	5
	(2) 歳出	5
	ア 実績・評価に基づく予算要求	5
	イ 新規事業における予算要求	6
	ウ 国又は県の事業廃止に伴う市の単独事業化における予算要求	6
	エ 特別会計及び公営企業会計への財政支援（繰出金事業）における予算要求	6
	オ 第三セクターへの財政支援及び指定管理施設管理委託料における予算要求	6
	カ 各種団体への補助金及び負担金における予算要求	6
	キ 予算単年度主義と債務負担行為	7
	ク 人件費、公債費及び扶助費の考え方	7
	ケ 需用費、役務費、使用料及び賃借料の考え方	7
	コ 公用車関係予算	8
	サ 西予市所有自家用バス等の利用について	8
	シ 要求内容の精査	8
	(3) 会計年度所属区分	8
	(4) 予算額の目標額	8
	(5) 予算査定	9
	(6) 予算要求基準	9

2 補正予算 -----	10
(1) 増額補正 -----	11
(2) 減額補正 -----	12
(3) その他 -----	12

本市は、西予市予算事務規則（平成 25 年西予市規則第 11 号）第 4 条の規定に基づき、令和 5 年度の予算を編成するための予算編成方針を定める。

I 総論

1 当市を取り巻く現状

(1) 国の経済情勢及び政策動向

内閣府が公表した令和4年10月の月例経済報告によると、我が国経済の基調判断は、「景気は、緩やかに持ち直している。」とし、先行きは、「ウィズコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」とする一方で、「世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」と指摘している。

政策の基本的態度としては、「足下の物価高への対応に全力をもって当たり、日本経済を必ず再生させる。このため、「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点分野とし、世界経済の減速リスクを十分視野に入れつつ、経済情勢の変化に切れ目なく対応し、「新しい資本主義」を前に進めるための総合経済対策を策定する。その裏付けとなる補正予算を今国会に提出し、早期成立に全力で取り組む。」、「今後とも、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経済財政運営の枠組みを堅持し、民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、経済状況等を注視し、躊躇なく機動的なマクロ経済運営を行っていく。」とし、先般、令和4年10月28日閣議決定の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく、国の第2次補正予算（案）が示されたところである。また、「経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～」では、「財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組む。経済あっての財政であり、現行の目標年度により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が歪められてはならない。必要な政策対応と財政健全化目標に取り組むことは決して矛盾するものではない。経済をしっかり立て直し、そして財政健全化に向けて取り組んでいく。」とし、経済・財政の一体的な改革の推進を打ち出している。

(2) 市財政の現状と今後の見通し

令和4年度は、「西予市復興まちづくり計画」に基づく豪雨災害からの復旧・復興を最優先事項としたうえで、「第2次西予市総合計画」（以下「第2次総合計画」という。）の政策目標の実現に向け、事業の重点化を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、国・県支出金、市債等に加え、財政調整基金残高の約33%、7億9,882万円を取り崩し、当初予算を編成した。

その結果、一般会計当初予算の規模は、317億6,000万円となったが、新型コロナウイルス感染症対策等に係る数次の補正対応により、7号補正後においては、346億3,218万6千円を計上している。

令和5年度以降も、引き続き、復旧・復興事業等に取り組むが、過去の大型事業に係る公債費及び社会保障関連経費の増加が相まって、財政状況は厳しさを増すことが予測される。

本市の財政運営は、市税等の自主財源が大きく伸びない中、地方交付税による財源保障の小さい事業を展開するにあたり、財源不足を財政調整基金等の取り崩しで補う構図となっており、将来的に、基金は大きく減少する見込みである。

人口減少等の喫緊の課題に対応するため、既存事務事業の見直しを進め、適正な収支バランスに基づく予算規模の実現に取り組み、将来にわたり持続可能な財政運営を目指さなければならない。

(3) 第2次総合計画に基づく事業推進及び地方創生と行財政改革の実行

国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、及び「デジタル田園都市国家構想基本方針」等、国の動向を踏まえつつ、第2次総合計画における、2025年の将来像を示す基本構想を実現するため、基本戦略27分野に掲げる事業を具体化する。特に、「持続的な行政経営への取り組み推進」については強く実践し、スクラップ&ビルドを原則とした事業の選択、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の最適配置と維持管理経費の平準化・最小化、働き方改革による業務効率の向上、地域づくり活動センターの運用開始に伴う機構再編等に取り組む。

2 予算要求のスケジュール

令和5年度当初予算編成の主なスケジュールは次のとおりである。

編成業務の内容等	期日・期間	備考
① 財務会計入力（概算要求）	11月4日	17時〆切
② 予算編成方針理事者協議	11月7日	
③ 予算編成方針公表（動画配信）	11月14日	
④ 部内調整期間	11月16日～12月1日	
⑤ 財務会計修正期間	11月25日～12月1日	17時〆切
⑥ 査定資料提出期限	12月2日	17時〆切
⑦ 総務部長・財政課長査定	12月12日～1月16日	
⑧ 査定内示（追加減額分）	1月17日	

⑨ 財務会計修正入力期間	1月17日～ 1月19日	17時～切
⑩ 理事者復活折衝申出期限	1月19日	17時
⑪ 理事者査定	1月23日・24日・26日	復活折衝 1/26
⑫ 予算書原案完成	2月 1日	
⑬ 予算書修正期間	2月 2日～ 6日	
⑭ 予算書完成	2月 8日	
⑮ 予算書印刷	2月10日	

※日程については、都合により変更する場合があります。

II 基本方針

令和5年度の予算編成では、引き続き、豪雨災害からの復旧・復興を最優先事項とし、人口減少対策等、第2次総合計画に基づく事業の重点化を図る。また、新型コロナウイルス感染症対応・物価高騰対策等を、国・県と歩調を合わせて実施する。

市税、地方交付税等の一般財源総額が大きく伸びない中、財政調整基金残高が年々減少している状況に鑑み、中長期的な財政状況を踏まえた上で、既存事務事業の思い切った見直しを行い、健全な行財政運営を持続するため、更なる行財政改革に取り組む。

以上を勘案し、次の4つの目標を設定する。

なお、財政状況及び財政方針については、市民の理解を得るため、積極的な情報提供に努める。

目標1 豪雨災害からの復旧・復興

目標2 第2次総合計画に基づく事業の重点化

(人口減少社会及び少子化対策)

目標3 適正な収支バランスに基づく予算規模の実現

目標4 新型コロナウイルス感染症対応及び物価高騰対策

1 当初予算

(1) 歳入

財政の基本は、歳入の見通しを的確に把握して、それに見合う歳出を心がけることであり、歳入の確保は歳出の前提である。

社会経済情勢、法令の改正等の動向を的確に見極めつつ、過去の実績を踏まえ、次に掲げる歳入別の考え方により、歳入額を適切に見積もり、要求すること。

なお、市税、手数料、分担金等の自己徴収による歳入は、未徴収額を縮減し、そ

の確保に努めなければならない。自主財源の乏しい当市においては、国庫支出金、県支出金、財産収入、過疎対策事業債、旧合併特例事業債等の有利な市債、各基金の取り崩しの順に、少しでも財源を確保する手段を検討したうえで歳入を組み立てるものとする。

歳入の予算編成における基本的な考え方は次のとおりとする。

ア 市税

市税は、税制改正の動向、社会経済情勢等を十分勘案し、課税の対象範囲、対象者数等を捕捉するとともに、過去の徴収実績に加え、未徴収額の解消に最大限努力することを念頭に、適切に見積もること。

イ 地方交付税、交付金等

地方交付税、譲与税、その他交付金等は、制度改正の動向等を踏まえ見積もること。

ウ 国庫等支出金

国・県の施策の動向を的確に把握するとともに、国・県等と直接連絡を取るなど補助制度全般にわたって調査のうえ、積極的な財源確保に努めること。

また、補助対象、補助率、補助単価等の把握に努め、過大見積りや超過負担を招くことがないようにするとともに、近年の国庫補助金等の内示傾向を分析し、実績に基づき的確に見積もること。

エ 市債

市債を財源とする場合は、充当率及び地方交付税措置率が高い有利なものから順に活用すること。市債は後年度負担を伴うものであり、安易な発行を避け、発行額の抑制に努めること。なお、令和5年度の市債発行総額は、当該年度の市債元金償還額を超えない範囲で設定し、要求額が設定額を超過する場合は、補助事業も含め事業の廃止・延期等による調整を行うこととする。

また、過疎対策事業債、辺地対策事業債、旧合併特例事業債を財源とする事業については、関係計画に掲載されているか確認のうえ、要求すること。

オ 使用料・手数料及び分担金等

諸物価の動向や管理運営費等との関係、市内外の状況や類似施設の動向を把握したうえで、市民負担の公平性の観点と受益者負担の原則に立って検討し、適正な見込額を計上すること。なお、使用料については、令和4年度の見直しに基づく見込額とすること。

また、分担金及び負担金、使用料及び手数料は、受益者負担の適正化・公平化

の観点から、適正な設定となっているか定期的な見直しを怠らないこと。

カ 基金の取り崩し

事業の実施にあたって他の特定財源が見込めない場合は、将来の基金活用計画を精査したうえで基金を活用する。その場合には、当該基金条例等の設置根拠に規定する運用方針、取り崩しの考え方に基づくこと。

キ 財産収入

市有財産については、「公共施設等総合管理計画」等に基づき、その利用状況を点検し、行政財産の機能廃止を含めて積極的に有償貸付等の活用を検討すること。利用計画の無いものは、売却等の処分を図ること。

(2) 歳出

歳出は、歳入に見合うよう心がけなければならない。市税等の一般財源が乏しい当市において、限られた財源で効果的な予算を編成するため、部局毎に要求基準額を設定し、歳出要求額を制限する枠予算方式での予算要求とする。

当市の各種財政指標は今のところ健全性を示しているが、中長期財政計画では、非常に厳しい財政状況を迎えることが予測されている。現状でも、歳入不足を市債発行と財政調整基金等の取り崩しで補う構図となっており、このままでは、数年のうちに財政調整基金が枯渇する現実を直視しなければならない。

歳出予算要求にあたっては、次に掲げる考え方に基つき、①必要性、②緊急性、③計画性、④費用対効果、⑤妥当性の5つの要素（以下「歳出予算要求5要素」という。）を確認し、見積額を精査して要求すること。

また、国庫補助事業において、近年の実績により内示の減が見込まれる可能性のある事業については、より精査した事業費での要求とすること。なお、この取り扱いにより当初予算を減額したが、その後交付内示が増額となった事業については、随時補正予算で対応することとする。

また、豪雨災害をきっかけに繰越事業が増大している。事業の進捗管理を徹底し、繰越が見込まれる事業と新年度事業のどちらも年度内完了が可能な事業量を見極め、繰越事業の減少に努めること。

普通建設事業における起債単独事業については、「歳出予算要求5要素」に特に留意し、令和5年度に実施する必要性を十分検討して要求すること。

全ての事業において、廃止、延期、見直し、縮小を検討し、必要に応じて市民等への説明を行い、理解を得られるよう努力すること。

ア 実績・評価に基づく予算要求

既存事業について、当初の目的に照らし効果が認められず、または悪化してい

る場合は、事業を廃止し、予算を要求しないこと。

イ 新規事業における予算要求

計画性の低い新規事業の着手は、今後の財政状況を悪化させる可能性があることから、原則、事業計画に基づいたもののみ予算要求を認める。

なお、事業計画とは、目的、対象範囲、実施内容、実施スケジュール、事業効果、計画の見直し手法が記載されているものとする。事業が複数年継続する場合は、継続する事業内容、実施スケジュール、予算規模等が示されていなければならない。

ウ 国又は県の事業廃止に伴う市の単独事業化における予算要求

国・県の事業に伴い市が実施する事業について、国・県が事業を廃止した場合には、原則、当該事業を廃止し、予算要求は行わないこと。

ただし、市の政策上積極的に進める必要がある事業については、目的達成の進捗状況と終了時期の見通しを明確にして予算要求すること。

エ 特別会計及び公営企業会計への財政支援（繰出金事業）における予算要求

特別会計、企業会計設置の本来の趣旨に則り、事業の一層の効率化、自主財源の確保による健全経営に努め、一般会計からの繰り出しを最小限度の額とすること。また、繰出金の算出にあたっては、原則、国の方針で定める一般会計が負担すべき繰出基準に基づいた金額とする。基準外の繰出金が生じる場合は、その原因を明確にし、事業収入の見直し等の改善計画を講じ、事業実施に努めるものとする。

オ 第三セクターへの財政支援及び指定管理施設管理委託料における予算要求

第三セクターについては、独立採算を求めるものであるが、一部を除き厳しい経営状況が続いている。指定管理委託料及び修繕料等については、総務課通知の指針に基づいて予算要求すること。

カ 各種団体への補助金及び負担金における予算要求

各種団体への補助金については、平成 17 年度の見直し方針を現在まで継続しているところである。活動状況、運営状況及び市政・市民生活への貢献等を把握し、補助制度の見直しを検討したうえで予算要求すること。なお、積算資料として、過去 2 年分の決算書の写しを添付すること。

当市が構成団体となっている組織等への負担金については、安易に例年同様の予算要求をすることなく、加入の必要性、負担金算出根拠、金額の妥当性などを再度確認して要求すること。

各種団体への補助金における予算要求の考え方については、令和3年度から3年間で毎年度前年度予算比5%の削減を目指すこととする。(最終年度)

また、長期間、継続的に実施している補助金については、一時凍結ができないか検討するものとする。

キ 予算単年度主義と債務負担行為

当年度の歳出は当年度の歳入で賄うとする考え方を予算単年度主義といい、地方財政の原則である。したがって、現年度内に完了していない事業について、年度をまたいで経費の支払いをすることは、債務負担行為を設定した場合を除いて認められていない。

例えば、補助金の交付において、交付決定年度の翌年度予算から補助金を支出している場合は違法となる。このような場合には、現年度予算で債務負担行為を設定してから、翌年度予算に歳出予算を計上すること。

その他、令和4年度中に翌年度の準備行為(契約等)が生じる場合においても同様である。

ク 人件費、公債費及び扶助費の考え方

会計年度任用職員の予算要求については、総務課及び教育総務課が事前に各担当課のヒアリングを実施したうえで、一括して予算査定を受けることとする。財政当局が要求現課の直接的な査定は原則として実施しない。総務課通知に基づいて適切に予算要求を行うこと。

正職員についても、当市の行政組織、財政規模に見合う採用計画・人員配置計画を策定し、中長期的な観点で職員数及び人件費の抑制に努める必要がある。

早急に、歳入に見合った財政規模を実現できなければ、正職員の人件費を削減せざるを得ない状況になることを真剣に認識しなければならない。

公債費は、借金の返済であり直ちに削減することは不可能である。将来の負担を軽減し、財政運営の持続性を確保するため、市債を有効に活用しながらも、可能な限り発行抑制に努めなければならない。

扶助費は、社会保障制度に関わる経費として削減が困難であるが、市が単独で実施する扶助費については、必要性、公平性を慎重に判断し、財政圧迫の要因とならないよう、事務事業の見直しを検討すること。

ケ 需用費・役務費・使用料及び賃借料の考え方

消耗品費等をはじめとする需用費、役務費、使用料及び賃借料については、各課において十分精査された積算で要求されているところであるが、毎年度決算により不用額が発生している状況を鑑み、実績額を踏まえた要求とすること。

前年度予算の複写による慢性的な要求が続いていることから、一般職員の県外

旅費予算の棚卸しを行うほか、消耗品費、光熱水費等の積算については別途通知する方法で積算すること。

コ 公用車関係予算

公用車については、現在、運行している多くの車両が10年以上経過し、何らかの故障も頻繁になっているところであるが、更新に関しては、『西予市公用車の更新・運行等にかかる取扱要綱』に基づいた予算要求とすること。公用車の更新及び新規購入の要求については、予算要求枠を圧迫しないよう、別途財政課管財係から調査を行い、事前に調整することとする。

なお、車検、定期点検と修繕料、経年劣化による部品等の交換に要する経費の計上漏れがないよう注意すること。

サ 西予市所有自家用バス等の利用について

市所有バス（スクールバス、生活交通バス及び保育園送迎バスを除く）の使用に係る予算は、市有バス所管課が一括して計上するが、使用にあたっては「西予市所有自家用バス運行管理要綱」に基づき適切に使用すること。研修等の名目であっても、レジャーや観光と疑われる利用は認めないので、予算要求しないこと。

また、高速道路の使用が行程の大半を占める県外運行については、タイヤ、エンジン等の車両の不具合に加え、委託事業者等の運転手の疲労を要因とした事故のリスクが高いものと考えられるため、現在市有バスの県外運行は認めないこととしている。なお、県外運行に際しては、担当部署において民間バスの借上げの予算計上を行うこと。

シ 要求内容の精査

年度当初から、予算計上漏れ及び計上費目誤り等の事由による流用処理が頻発している。予算要求は可能な限り精査し、不注意による誤りを行わないこと。

(3) 会計年度所属区分

扶助費等毎月の支払いが発生する経費については、会計年度所属区分の考えに基づき、適正な年度に予算要求すること。（例：補助費等・・・当該行為の履行があった日の属する年度で予算要求）また、これに基づかない要求となる場合は根拠資料を提出すること。

(4) 予算額の目標額

ア 予算規模

令和5年度の予算規模は281.6億円程度とする。

イ 歳入における一般財源総額

一般財源総額は179.1億円とする。このうち財政調整基金及び災害対策基金の取崩額はそれぞれ7.0億円、0.4億円とする。

ウ 歳入における市債

市債の発行額については、当該年度の元金償還額を超えない範囲で設定し、31.0億円以内とする。このうち1.1億円は臨時財政対策債とする。

(5) 予算査定

財政当局は、目標とする一般財源総額及び市債の発行額を厳守することを第一とし、要求現課に対して、事業の目的、歳出の根拠、積算内訳、財源の見通し等について確認を行う。要求現課は、それらの資料を期限までに提出し、簡潔に説明できるよう十分準備を行って査定に臨むこと。

なお、査定結果において事業効果が見込めない事務事業について、当該事務事業を廃止し、枠内に収まるよう要求部内の調整を行ない、他の事務事業を増額する修正案を提出することは差し支えない。財政当局は、その内容を検討し、必要に応じて調整する。

(6) 予算要求基準

ア 一般財源要求枠の設定（目安）と部局等の区分設定

令和4年度当初予算における一般財源総額は183.0億円であった。令和5年度の一般財源(市税・地方交付税・財政調整基金等)総額は179.1億円を見込んでおり、前年度当初予算と同規模の確保は困難な状況である。したがって、令和5年度当初予算編成作業は、以下のとおり進める。

① 一般財源枠の設定

各部局の事務事業に配当可能な一般財源(一般財源枠)は、一般財源総額から、職員給与費、会計年度任用職員給与費、公債費、扶助費、復旧・復興事業費、コロナ・経済対策事業費への充当分を除いた71.3億円とする。

② 各部局一般財源枠の設定

一般財源枠71.3億円を、11月4日現在の予算要求額(一般財源)により案分し、各部局一般財源枠を設定する。

部局等の区分及び一般財源枠は以下の表のとおりである。

部局等の区分

1 総務	総務部、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、会計課、議会事務局、監査委員事務局、医療介護部
2 政策	政策企画部

3	生活福祉	生活福祉部、福祉事務所
4	産業	産業部、農業委員会
5	建設	建設部
6	消防	消防本部
7	教育	教育部

各部局一般財源枠 ※11/4現在の要求額ベース

(単位：千円)

R 5 予算要求額 (11/4 現在)			枠調整 (目安)	調整後 一般財源
部局	事業費	一般財源		
総務	1,929,998	1,688,732	△ 406,501	1,282,231
政策	1,578,785	1,022,974	△ 246,244	776,730
生活福祉	4,442,066	3,124,077	△ 752,007	2,372,070
産業	3,359,930	923,697	△ 222,346	701,351
建設	2,632,499	1,072,060	△ 258,059	814,001
消防	808,999	396,230	△ 95,378	300,852
教育	1,934,215	1,168,462	△ 281,265	887,197
小計	16,686,492	9,396,232	△ 2,261,800	7,134,432
人件費	4,250,000	4,216,986	0	4,216,986
会計年度	964,756	920,295	0	920,295
公債費	4,421,415	4,076,803	0	4,076,803
扶助費	3,631,505	1,204,958	0	1,204,958
復旧・復興	446,252	38,216	0	38,216
コロナ・経済対策	319,580	313,967	0	313,967
小計	14,033,508	10,771,225	0	10,771,225
合計	30,720,000	20,167,457	△ 2,261,800	17,905,657

※生活福祉部局の扶助費については、義務的経費となることから今回から別枠で差し引いて調整している。

2 補正予算

補正予算編成の基本的な考え方は、次のとおりとする。

(1) 増額補正

ア 予算要求基準

歳出補正予算において、次のいずれかの事由に該当するものは、原則として補正要求を認めない。この場合、必要に応じて翌年度当初予算での要求を検討するものとする。

(ア) 歳出予算要求5要素を満たさない案件

当該要求内容が、必要性、緊急性、計画性、費用対効果、妥当性の歳出予算要求5要素を満たさないもの。

(イ) 当初予算で計上すべき案件

当初予算編成時において、計画、施設・設備の耐用年数、故障率等を踏まえれば、当然に計上すべきところ、予算査定等の指示以外の理由により未計上であったもの。例：担当者が失念したもの。

ただし、翌年度予算に計上するより、補正予算に計上した方が、当該事業全般に係る経費総額の圧縮または事業効果の向上が認められる場合はこの限りではない。

(ウ) 現予算で対応できる案件

事業実施に伴い計画変更や外部要因等により予算費目を増減調整する必要が生じた場合において、予算の定めを遵守したうえで、流用等により現予算の範囲内での対応が可能であるもの。

(エ) 予備費を充用すべき案件

要求内容が、予備費の趣旨(予定外または予算を超過する支出で必要性、緊急性が非常に高いもの)に照らし、予備費充用が適当と認められるもの。

(オ) 補正予算一般財源枠の設定

増額補正予算についても、年間の一般財源枠を設ける。

補正予算一般財源枠は、当初予算一般財源総額の1%とする。したがって、補正予算を編成し、年度後半になるほど、補正予算一般財源枠は減少する。

ただし、災害等の緊急・突発的な事案が発生した場合には、優先的に補正予算計上を認めるとともに、この結果、補正予算一般財源枠に収まらなかった場合には、例外的に当該案件を枠外として取り扱うこととする。また、法的根拠に基づく、もしくは後年度の財源とするための基金等への積み立てについても、補正予算一般財源枠から除外することとする。

(2) 減額補正

減額補正によって生じた一般財源は、補正予算一般財源枠に加算せず、基金積み立て等に充当することとする。

(3) その他

年度途中において、歳出予算が無い状況で、補正予算計上前に国・県補助金等を申請する場合は、申請前に財政課との事前協議（仮査定）を行うこと。